

FusionPlace 試用許諾契約書

有限会社ウォーターマーク・アプリケーションズ

2009年12月14日 第1版

※重要 すべての条件をお読みください

前言

ソフトウェア FusionPlace を評価目的でご試用頂くにあたり、お客様には、同ソフトウェアの所有者である有限会社ウォーターマーク・アプリケーションズ（以下、「当社」と呼びます）との間で、当試用許諾契約書（以下、「当契約書」と呼びます）に基づいて試用許諾契約を締結頂く必要があります。

試用許諾契約は、FusionPlace のインストール画面にて表示される当契約書に対して、同意する旨をお客様が意思表示することによって締結されます。当契約書に同意されない場合、当社から別に許諾されない限り FusionPlace を使用することはできません。

なお、当契約書は、評価目的に限定して、無償で FusionPlace の使用を許諾するものです。お客様が評価を終え、本来の目的で FusionPlace を使用する際には、製品ライセンスをご購入頂く必要があります。

本文

第1条 （定義）

当契約書で使用する用語を以下のように定義します。

1. 当社

「当社」とは登記上の本店を大阪府吹田市に置く有限会社ウォーターマーク・アプリケーションズを指します。

2. 当製品

「当製品」とは、当社が開発し著作権を有する計数管理用ソフトウェア FusionPlace およびそれに付随する初期設定データ、文書形式または電子形式のマニュアル・ヘルプファイルその他のドキュメンテーションを総称するものです。

3. 法人・団体

「法人・団体」とは、会社、公益法人等、民法・商法その他の法律によって認められた法人の他、組合など法人格はなくともその構成員から独立した計算で事業活動を行っている組織を含みます。

4. お客様

「お客様」とは、当契約における当社の相手方を指します。当契約に同意する意思表示を行った個人が当製品を個人として使用する目的で契約に同意した場合、当該個人が「お客様」です。一方、当該個人が、法人・団体の役員・社員あるいは従業員であって、その法人・団体の業務として意思表示を行った場合、「お客様」とはその法人・団体を指します。

5. FusionPlace システム

「FusionPlace システム」とは、関係データベース管理システム(RDBMS)の用語で言う「データベース」であって、そのひな形あるいはその構造情報（スキーマ定義）が当製品に含めて当社から提供され、当製品が行う処理の対象となるデータが保存されるものを指します。データベースは複数のファイルからなることもありますが、そのような場合でも、当製品とともに使用される関係データベース管理システムがひとつのデータベースとして取り扱う複数のファイルを、ひとつの「FusionPlace システム」と定義します。

6. (FusionPlace システムの) 初期化

FusionPlace システムの「初期化」とは、FusionPlace システムを他の FusionPlace システムから合理的に区別するための乱数文字列である「システムキー」を生成し、システムの初期化時点を表す日付・時刻情報とともに、その FusionPlace システム中に記録する自動的な手続きです。当製品をコンピュータにインストールすると、その時点で、当該コンピュータに接続された記録装置上に、ひとつの FusionPlace システムが作成され、初期化されます。

インストールされた当製品は、そのインストール時に作成・初期化された FusionPlace システムを対象として使用しなければならない訳ではありません。すでに初期化された別の FusionPlace システムを対象として使用することも可能です。

7. 製品評価

「製品評価」とは、当製品の有用性あるいはお客様の業務への適合性の観点から当製品の機能・性能・その他の特性を調査し、または製品説明のためのデモンストレーションを行うことを指します。

第2条 （使用権の許諾）

1. 当社はお客様に対して、当契約の各条項に従い、本条第4項に定めた試用期間中に限り、かつ製品評価のために必要な範囲に限定して使用するために、ひとつの FusionPlace システム（以下、「許諾対象システム」と呼びます）を対象として当製品を使用する、非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。
2. お客様は、試用期間中に許諾対象システムと当製品を用いてお客様が作成した著作物を、製品評価以外の目的で利用、頒布してはなりません。当製品から出力されたデータ・帳票は、前記「著作物」に該当します。また、当製品から出力されたデータ・帳票を加工して作成されたデータ・帳票は、前記著作物をもとにした二次的著作物であり、前記著作物と同じく、製品評価以外の目的で利用、頒布してはなりません。
3. 当契約は、許諾対象システムを対象として当製品を使用できるユーザの数および資格を制限しません。ただし、お客様と当社との関係においては、これらのユーザの行為に関する責任一切をお客様が負うこととします。例えば、ユーザが当契約に違反する行為を行ったとき、お客様はそのユーザがお客様の従業員で無いこと等を理由に当社に対して免責を求めることはできません。お客様は、お客様がその行為を十分に監督できない者が許諾対象システムにアクセスし得ないように、十分な注意をもって措置する責任を負います。
4. 試用期間は、許諾対象システムが初期化された時点に始まり、その1ヵ月後の月末で終了するものとします。なお日付の判定は、許諾対象システムの初期化時に、初期化がなされたコンピュータで既定値として設定されていたタイムゾーンに準拠します。
5. 当製品には、コンピュータに内蔵された時計（以下、「システム時計」と呼びます）をもとに、許諾対象システム中に初期化日時を記録し、さらにシステム時計による現在の日時をもとにして、試用期間が終了したと判定される場合には一部の機能を使用不可とする機能が備わっています。お客様はこの機能が適用されることを承諾するとともに、この機能が適切に働くよう、システム時計を調整する責任を負います。具体的には、お客様は、当製品のインストール中及び当製品に含まれるソフトウェアの実行中において（すなわち、インストール後でソフトウェアの初回起動前

の期間、および、ソフトウェアを停止した場合における再起動前の期間を除き) 以下の条件が満たされるようにする責任を負います。

- i. 正しい日付・時刻を基準として、システム時計の指す日付・時刻の誤差が 24 時間以内となるように保つこと。
- ii. システム時計の指す日付・時刻が過去に戻って繰り返されないようにすること。

なお、お客様および当社は、本項 i に起因して当製品による初期化日時および試用期間終了日時の判定に 24 時間以内の誤差が生ずることを許容するものとします。

6. お客様は、バックアップ・監査・災害復旧のため合理的に必要な範囲で、当製品を複製することができるものとします。
7. 許諾対象システムはデータベースであるため、複製することが技術的に可能ですが、お客様は、許諾対象システムの原本と複製、あるいは複数の複製を同時に対象にして、当製品を稼働または使用してはなりません。ただし、バックアップされた許諾対象システムの内容の照会のみ行い、変更しない場合を除きます。

第 3 条 (無償提供)

当契約の全条項を遵守して当製品を使用する限りにおいて、お客様は当社に対して使用料金を支払う必要はありません。

第 4 条 (製品の改訂版)

1. 当社は当製品の瑕疵を修正し機能を変更した改訂版をリリースすることがあります。試用期間中に新しい改訂版がリリースされた場合、お客様はその改訂版をインストールし、当契約のもとで、当契約の許諾対象システムに対して使用することができます。
2. 当社が提供する特定の製品が当製品の改訂版であるかは、その製品の名称に係らず当社の指定によります。
3. 当契約の許諾対象システムを、当製品の新しい改訂版と組み合わせて使用できるようにするには、お客様の側においてデータベース移行等のための処置が必要となる場合があること、および、いったんその処置を行った許諾対象システムを、改訂前の当製品と組み合わせて使用することはできない場合があることを、お客様は承諾します。
4. お客様が当製品の改訂版を当契約の許諾対象システムに対して使用する場合、当契約書の各条項のうち当製品の機能に依存するものは、製品の改訂版の提供に際して、

その改訂版の機能に適合するよう修正して当社が公開する当契約書の改訂版の該当条項により置き換えられることとします。

第5条（知的所有権等の帰属）

1. 当契約は、当社がお客様に対して当製品の使用を許諾するものであり、当製品を譲渡するものではありません。
2. 当製品に関する著作権・商標権・特許権・その他の工業所有権はすべて、当社かあるいは当社に対する供給者が有しており、当契約によってお客様に移転するものではないことに、お客様は同意します。
3. お客様は、当製品の技術上の情報、製品化に関するアイデア、インターフェース、その他のノウハウの全て（以下、「ノウハウ等」）が、当社かあるいは当社に対する供給者に属することに同意します。お客様は、前記ノウハウ等が公知である場合を除き、故意・過失を問わずそれを第三者に漏洩してはなりません。またお客様は、前記ノウハウ等をお客様自身によるソフトウェア開発に流用してはなりません。
4. 当製品のインストーラがインストールするソフトウェアには当社以外の第三者が著作権を持つものが含まれる場合があります。そのようなソフトウェアはお客様の便宜のために提供されたものであり、使用条件はそのソフトウェアに関する使用許諾契約書に従わなければなりません。当契約は、そうしたソフトウェアについて何らの権利を供与するものでもありません。

第6条（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行ってはならず、またお客様の管理のもとで第三者がかかる行為をすることを防止しなければなりません。

- i. 当製品の使用を、第三者に対して再許諾すること。
- ii. 当製品に含まれるソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルすること。
- iii. お客様または第三者が作成したソフトウェアを用いるなどの手段で、製品が提供する公開されたインターフェースを介さずに内容を改変した FusionPlace システムに対して、当製品を使用すること。ただし、バックアップファイルをもとにデータ内容を変更せずデータベースを再作成（リストア）する行為は、内容の改変にはあたらないものとします。また、改変に用いたソフトウェアの使用を当社が明示的に承認している場合を除きます。
- iv. 当製品に含まれるドキュメントの複製物を販売、頒布すること。

第7条（無保証であること）

1. 当製品は「現状のまま」提供されます。当社は、お客様に対して、当製品がお客様の特定の目的に適合することを保証するものではありません。また当社は、当製品の信頼性・可用性・適時性・品質・性能・適合性・真実性・正確性および完全性・無瑕疵であること・第三者の権利の不侵害について一切保証を行いません。また、当社は、当製品に含まれるソフトウェアが当製品に含まれるドキュメントの記述に合致することを保証するものではありません。
2. 本条は、当製品に関して、当社がお客様に対して提供する黙示および明示の保証の全てを規定したものです。

第8条（契約違反時の措置）

1. お客様が当契約に違反する行為を行った場合、もしくは行ったことが判明した場合、お客様は当製品の一切の使用を中止し、2週間以内に全てのハードウェアから当製品を消去しなければなりません。
2. 製品評価以外の目的で使用するなど、お客様が当契約に違反する行為を行った場合、当社はお客様に対して、本来購入すべきライセンス定価の5倍の金額を契約違約金として請求できるものとします。また、お客様が、当製品の使用权を第三者に対して有償で許諾するなど、当契約の違反行為により収益を得た場合には、当社は、当社の選択により、前記契約違約金、当該収益金額または当社の逸失利益額のいずれかを損害額として請求できるものとします。
3. 前項の規定は当社からお客様に対する損害賠償の請求に限定を設けるものではありません。

第9条（免責）

1. 当社はお客様に対して、当製品を使用したことあるいは使用できなかったことにより生じた一切の損害について責任を負いません。この「一切の損害」は、お客様の逸失利益、第三者からお客様に対して請求された損害、その他これらに関連する一切の間接的、派生的、付随的な損害を含みます。また、当社が損害の可能性につき知らされていたか否かを問いません。
2. 前項の規定に係らず、万一、当社がお客様の損害に対して責任を負う場合にも、その責任額は、お客様が当契約にもとづいて当社に支払った金額を上限とします。

第10条（使用許諾の終了）

1. 当契約による使用許諾は次のいずれかの場合に終了することとします。

- i. 許諾対象システムについて、お客様と当社が当契約とは別の使用権許諾契約を締結し、その使用権許諾契約にもとづいて、許諾対象システムを対象とする当製品の使用をお客様が開始した場合
 - ii. 当契約で許諾された評価目的での使用をお客様の判断で終了した場合
 - iii. 試用期間が終了した場合
 - iv. お客様が当契約のいずれかの条項に違反した場合
2. 使用許諾が終了した場合、お客様は2週間以内に全てのハードウェアから当製品を消去し、当製品の原本および複製をすべて破棄しなければなりません。ただし、当社との他の契約で当製品の使用が許諾されている場合はこの限りではありません。
3. 使用許諾の終了後も、当契約での合意事項はお客様と当社を拘束するものとします。

第11条（一般条項）

1. 当契約書は、当契約についてお客様と当社の合意のすべてを表すものであり、当契約の主要事項に関する従前の口頭または書面による合意のすべてに明示的に優先しこれを廃棄するものです。お客様と当社は、この契約書に含まれないいかなる表明をも根拠として当契約を締結するものではないことを承認します。当契約書に別段の規定がある場合を除き、当契約は、お客様と当社が書面により締結した修正契約によってのみ補完、修正されます。その他の書面におけるいかなる追加的なあるいは矛盾する条件も効力を有しません。
2. 当契約の規定又はその一部が、準拠法に基づき無効または執行不能と判断された場合には、かかる規定またはその該当部分は当契約から削除され、当契約の残存規定または当該規定の残余部分を無効にするものではありません。
3. 当契約は、日本国の輸出管理に関する法令に服するものとし、お客様は、かかる適用法令のすべてを遵守することに同意します。
4. 当契約の規定は、お客様と当社それぞれの事業の承継人ならびに譲受人を拘束します。
5. 当契約は日本法を準拠法とします。当契約に関し紛争が生じ、訴訟により解決する必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

文書名：	FusionPlace 試用許諾契約書
文書バージョン：	1.0.0
公開日：	2009年12月14日